

「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書及び データ要件・連携要件標準仕様書」に関するリファレンス

2026年3月

デジタル庁

目次

1. 本資料について	P3
2. 申請管理に関するリファレンス	P7
2.1. 申請管理の業務フロー	
2.2. 申請管理に関するその他の対応	
2.3. 申請管理システム標準仕様書（総務省）に準拠したIFを利用する際の基幹業務システムの対応内容	
3. 住登外者宛名番号管理に関するリファレンス	P11
3.1. 宛名の全体像	
3.2. 外国人氏名の入力方法	
3.3. 支援措置対象者情報の一元管理の取扱い	
3.4. 住登外者宛名番号管理機能のデータ作成方法	
4. 団体内統合宛名に関するリファレンス	P22
4.1. 団体内統合宛名機能のデータ作成方法	
4.2. 団体内統合宛名番号付番済対象者への付番管理	
5. 機能等の構築・提供パターンに関するリファレンス	P27
5.1. オブジェクトストレージの構築	
5.2. API認可サーバの構築	
5.3. 住登外者宛名番号管理機能の構築	
5.4. 移行期間におけるデータ連携方式	
5.5. 宛名管理システムのデータ連携	

目次

6. データ要件・連携要件に関するリファレンス	P36
6.1. 全件連携・差分連携の考え方	
6.1.1. 業務特性として全件連携の必要がある連携IDとその考え方	
6.2. 全件連携・差分連携の作成方法及び連携方法	
6.2.1. 全件連携の連携方法	
6.2.2. 差分連携の連携方法（日次で差分連携）	
6.2.3. 差分連携の連携方法（5分間隔の随時で差分連携）	
6.2.4. 差分連携の考え方について別紙の確認が必要な連携ID（固有の考え方）	
6.3. 最新フラグの定義及び設定方法	
6.3.1. 各グループID及び各連携IDの最新フラグの定義及び設定方法	
6.4. 削除フラグの定義及び連携の考え方	
6.5. 削除データの作成方法及び差分連携方法	
6.5.1. 全てのデータを削除した場合	
6.5.2. 最新データを削除した場合	
6.5.3. 最新データを削除後に新たにデータを追加した場合	
6.5.4. 住民基本台帳業務における「異動履歴の記載の修正」の場合（業務固有の考え方）	

1. 本資料について

本資料について

本資料は、地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書及びデータ要件・連携要件標準仕様書に従って実装・運用する際において、事業者間での協議事項のベースラインとなる考え方や推奨方法等を示すことを目的としており、仕様や要件として定めるものではありません。

リファレンスの見方

2.1.申請管理の業務フロー

地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書
2.1.2.オンライン申請における各システムの役割、2.1.5.申請管理に求められる機能
別紙1_機能要件 029 申請管理機能

リファレンス提供の背景
申請管理機能は、マイナポータルびつたりサービスで受け付けたオンライン申請を基幹業務システムに送信する役割を担うものである。びつたりサービスと基幹業務システムを含めて業務フローとして整理を行う必要があるが、他の仕様書等に規定されるシステムを含むことから、リファレンスとして提供する。
なお、業務フローは特定の手続きではなく、一般的な手続きを想定した規定とする。

申請管理業務フロー
詳細は「別紙1_申請管理機能に関する業務フロー」を参照すること。
各シートに記載したフローの規定概要は以下の通り。

#	シート名称	フローの規定概要	補足（考え方など）
1	基本フロー	申請者のオンライン申請から申請者への結果返却までの一連の業務の流れを記載	「却下」とする場合も本フローで対応
2	申請内容の修正・差戻し	申請者からの修正希望もしくは基本フローの途中で自治体が差戻しの判断をした場合の業務流れを記載	再申請時にはびつたりサービスで受付番号が再度発番され、基本フローに基づき申請される
3	取下げ	申請者から申請の取下げを希望する連絡が来た場合の業務流れを記載	-
4	番号紐付情報の取得	申請管理機能が住民記録システムから番号紐付情報を受け取る業務の流れを記載	-
5	手続マスタ管理	連携可能な手続についてマスタを更新する際の業務流れを記載	-

リファレンスを示す機能等

リファレンスに関連するドキュメントの該当箇所

リファレンス提供の背景

リファレンスとして示す内容

申請管理

庁内データ連携

住登外者宛名
番号管理

団体内統合宛名

EUC

統合収滞納管理

提供・構築パターン
/その他

データ要件・
連携要件

本資料に関連するドキュメント

本資料は、以下のドキュメントについてのリファレンスとなります。

本資料を利用するにあたっては、以下関連ドキュメントの最新版を参照してください。

#	ドキュメント名称	補足	参照先
1	地方公共団体情報システム標準化基本方針	以下「標準化基本方針」とする	デジタル庁「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」 https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/ 地方公共団体情報システム標準化基本方針
2	地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書	以下「共通機能標準仕様書」とする	デジタル庁「共通機能の標準仕様」 https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/common-feature-specification 各種仕様書ダウンロード
3	別紙1_機能要件	地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書の別紙	
4	別紙2_申請管理_項目定義書		
5	別紙3_住登外者宛名番号管理_項目定義書		
6	別紙4_団体内統合宛名_項目定義書		
7	別紙5_統合収納管理_項目定義書		
8	別紙6_統合滞納管理_項目定義書		
9	別紙7-1_住登外者宛名基本情報照会API仕様書		
10	別紙7-2_住登外者宛名番号付番API仕様書		
11	別紙8_ファイル連携に関する詳細技術仕様書		

本資料に関連するドキュメント

本資料は、以下のドキュメントについてのリファレンスとなります。

本資料を利用するにあたっては、以下関連ドキュメントの最新版を参照してください。

#	ドキュメント名称	補足	参照先
12	地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書	以下「データ要件・連携要件標準仕様書」とする	デジタル庁「データ要件・連携要件の標準仕様」 https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/specification/ 各種仕様書ダウンロード
13	各業務の基本データリスト	地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書の各論	
14	各業務の機能別連携仕様		
15	標準仕様書間の横並び調整方針	以下「横並び調整方針」とする	https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/標準仕様書間の横並び調整方針について
16	自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書	以下「申請管理システム標準仕様書（総務省）」とする	総務省「自治体の行政手続のオンライン化」 https://www.soumu.go.jp/denshijiti/index_00003.html

2. 申請管理に関するリファレンス

2.1.申請管理の業務フロー

共通機能標準仕様書

2.1.2.オンライン申請における各システムの役割、2.1.5.申請管理に求められる機能

別紙1 機能要件 029 申請管理機能

リファレンス提供の背景

申請管理機能は、マイナポータルぴったりサービスで受け付けたオンライン申請を基幹業務システムに送信する役割を担うものである。ぴったりサービス、基幹業務システムを含め、業務フローとして整理を行う必要があるが、他の仕様書等に規定されるシステムを含むことから、リファレンスとして提供する。

なお、業務フローは特定の手続ではなく、一般的な手続を想定したものである。

申請管理業務フロー

詳細は「別紙1_申請管理機能に関する業務フロー」を参照すること。

各シートに記載したフローの規定概要は以下のとおり。

#	シート名称	フローの規定概要	補足（考え方など）
1	基本フロー	申請者のオンライン申請から申請者への結果返却をする場合	却下の場合を含む
2	申請内容の修正・差戻し	申請者からの修正希望もしくは基本フローの途中で自治体が差戻しの判断をした場合	再申請時にはぴったりサービスで受付番号が再度発番され、基本フローに基づき申請される
3	取下げ	申請者から申請の取下げを希望する連絡が来た場合	—
4	番号紐付情報の取得	申請管理機能が住民記録システムから番号紐付情報を受け取る場合	—
5	手続マスタ管理	連携可能な手続についてマスタを更新する場合	—

2.2.申請管理に関するその他の対応

共通機能標準仕様書

2.1.2.オンライン申請における各システムの役割、2.1.5.申請管理に求められる機能

別紙1 機能要件 029 申請管理機能

リファレンス提供の背景

「2.1.申請管理の業務フロー」以外のパターンについて、自治体における対応のベースラインを示す。

その他のパターンと自治体における対応

#	分類	パターン	自治体における対応
1-1	申請の変更・取り下げ関連	誤送信など申請者が意図せず2回申請した（二重申請）場合	申請者に連絡の上で、不要な申請を「取下げ」として登録する
2-1	差戻し（要再申請）関連	入力された申請内容に不備はなく、添付書類が不足する場合	差戻し（要再申請）として登録し、添付書類のみ差し替えを要請する
2-1		自治体による差戻し（要再申請）に対して長期間再申請がない場合	自治体毎に「取下げ」扱いにするかを判断する
3-1	ぴったりサービスとの連携観点	ぴったりサービスが規定する保持期間経過内にデータ取得を行わなかった場合	申請者に再申請を依頼する（申請者からの問い合わせが起点となると想定される）
4-1	引越し手続きオンラインサービス関連	引越し手続きオンラインサービスにおける取下げ（取下げの申請が提出される）の場合	今後、デジタル庁が公開する引越し手続きオンラインサービスに関するガイドラインに基づき、自治体において適切に対応する
4-2		転出元自治体の処理ができていない転入者が同日に大量に来て、量的に処理しきれない場合	
9-1	その他	遡及申請も含めてまとめて申請される場合	原則として、申請の順を追って1件ずつ処理する

2.3. 申請管理システム標準仕様書（総務省）に準拠したIFを利用する際の基幹業務システムの対応内容

共通機能標準仕様書

2.1.4. 標準準拠システムと申請管理機能のインターフェースについて

リファレンス提供の背景

仕様書において、申請管理機能と標準準拠システムの連携に関して、過渡的な対応として申請管理システム標準仕様書（総務省）で規定された「入力画面に取込機能の実装（方式3）、一括取込機能の実装（方式4）」を用いたファイル連携を認めることを規定している。

申請管理機能について、上記の過渡的な対応を継続利用する場合における基幹業務システム側に設ける機能等の対応内容は、申請管理システム標準仕様書（総務省）に基づいた個々の連携機能によって異なるものではあるが、共通的な対応として想定される内容について、ベースラインを示す。

基幹業務システムの対応内容

- 申請管理システム標準仕様書（総務省）の連携方式を過渡的に利用する場合においても、仕様書本編で規定された申請管理機能から申請データを取得する機能を実装する必要がある。
- この場合において自治体は、申請管理システム標準仕様書（総務省）の連携方式を継続利用するための機能を有している基幹業務システムを選択する必要がある。

3. 住登外者宛名番号管理に関する リファレンス

3.1.宛名の全体像

共通機能標準仕様書

2.3.1.住登外者宛名番号管理機能とは

リファレンス提供の背景

共通機能標準仕様書において、住登外者宛名番号と団体内統合宛名番号の役割を記載している。住民記録システムにおける住民宛名や、税務システムで利用する法人宛名、固定資産税共有者の宛名等について、それらの関係性や宛名番号の付番・管理を担うシステム・機能等を整理した。

宛名の全体像

#	宛名分類		役割	
			宛名番号の付番	宛名情報の管理
1	住民宛名		住民記録システム	
2	住登外者宛名		住登外者宛名番号管理機能 または各基幹業務システム	各基幹業務システム
3	法人宛名		各基幹業務システム (集約管理する場合は宛名管理システム(独自施策システム))	
4-1	固定資産 税共有者	共有者グループ	税務システム	
4-2		共有者個人	税務システム(住登外者については住登外者 宛名番号管理機能を利用可能)	税務システム
5	団体内統合宛名		団体内統合宛名機能	

3.2.外国人氏名の入力方法

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

別紙4 団体内統合宛名 項目定義書

リファレンス提供の背景

住登外者に関する手順によって、国籍情報を確認できない場合がある。入力内容のばらつきを抑制し同一人の特定の精度を確保するために、各基幹業務システムにおける氏名入力のベースラインを示す。

外国人氏名の入力方法

国籍ではなく、申請された文字（ローマ字なのか否か）によって基幹業務システムにおいて入力する項目を判断する。

- ローマ字氏名で申請があった場合に対応する住登外者宛名番号管理機能のデータ項目
データ項目ID:03100006「氏名_外国人ローマ字」
- ローマ字以外の氏名（漢字含む）で申請があった場合に対応する住登外者宛名番号管理機能のデータ項目
データ項目ID:03100007「氏名_外国人漢字」

なお、どちらの項目も住登外者宛名番号付番APIにおけるリクエスト項目として必須とはしていない。また、備考欄にて規定済み「氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる」という入力ルールに従って入力する必要がある。

3.3. 支援措置対象者情報の一元管理の取扱い

横並び調整方針

21. DV 等支援措置に関すること

リファレンス提供の背景

住登外者の支援措置対象者情報は各基幹業務システムで管理する方針であり、移行支援期間（令和7年度まで）終了後の検討課題としており、現行システムで一元管理を行ってる場合、標準化に際してどのような取扱いとなるのかについてのベースラインを示す。

現行システムで住登外者の支援措置対象者情報の一元管理を行っている場合の取扱い

宛名管理システム等の独自施策システムとして支援措置対象者情報を一元管理することで対応可能である。その際、将来的な住民・住登外者を含む一元管理を見据え、住民記録システムの基本データリストで規定する「支援措置対象者情報」のグループに属するデータ項目を管理することをベースラインとする。

ただし、住民記録システムの基本データリストで規定する「支援措置申出書情報」については、各基幹業務システムにて保持できる情報ではないため、宛名管理システムで管理する場合は、直接入力する等の利用となる想定。

3.4.住登外者宛名番号管理機能のデータ作成方法（1/7）

共通機能標準仕様書

2.3.1.住登外者宛名番号管理機能とは

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

リファレンス提供の背景

住登外者宛名番号管理機能と業務システムとのデータ連携は、業務システム間との連携仕様と異なるため、その考え方とデータの作成方法を整理する。

考え方

住登外者宛名番号管理機能において業務システムが保持する住登外者宛名情報を連携してデータを作成するが、業務システムが保持する履歴データを正確に積み上げて管理するものではない。同一人物に対するデータの最新情報を管理することを目的として、業務システムは住登外者宛名番号管理機能に対して最新フラグを「1」に設定したデータを連携する。ただし、全ての履歴データにおいて削除フラグを「1」に設定したデータを連携する場合、全ての履歴データの最新フラグは「0」であることから、最後に最新フラグが「1」であったデータを連携する。

3.4.住登外者宛名番号管理機能のデータ作成方法 (2/7)

関連ドキュメント

共通機能標準仕様書

2.3.1.住登外者宛名番号管理機能とは

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

①業務システムで新規履歴データの追加、または最新履歴データの更新が行われた場合

業務システムにおいて追加、更新したデータを住登外者宛名番号管理機能へ連携する際、住登外者宛名番号管理機能においては履歴番号をカウントアップしてデータを追加する。なお、住登外者宛名番号管理機能において直前の履歴データに業務ID（又は独自施策システム等ID）が設定されていた場合、追加後の履歴データにもその値を設定する。

※業務システムにおいて過去の履歴データを更新した場合のデータ連携は不要とする。

データの作成方法

業務システム(データの提供側)

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	業務ID	名寄せ元フラグ	名寄せ先宛名番号	他業務参照不可フラグ	削除フラグ
131016	10012345	1	1	行政 一郎	023	0		0	0

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	業務ID	名寄せ元フラグ	名寄せ先宛名番号	他業務参照不可フラグ	削除フラグ
131016	10012345	1	1	行政 一郎	025	0		0	0

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	業務ID	名寄せ元フラグ	名寄せ先宛名番号	他業務参照不可フラグ	削除フラグ
131016	10012345	1	1	行政 一郎	028	0		0	0

住登外者宛名番号管理機能(データの受信側)

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	業務ID_1	業務ID_2	業務ID_3	名寄せ元フラグ	名寄せ先宛名番号	他業務参照不可フラグ	削除フラグ
131016	10012345	1	0	行政 一郎	023			0		0	0
131016	10012345	2	0	行政 一郎	023	025		0		0	0
131016	10012345	3	1	行政 一郎	023	025	028	0		0	0

リリース内容

3.4.住登外者宛名番号管理機能のデータ作成方法 (3/7)

関連ドキュメント

共通機能標準仕様書

2.3.1.住登外者宛名番号管理機能とは

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

②業務システムで削除した場合（自業務で削除していないデータが存在する場合）

業務システムにおいて住登外者宛名番号管理機能へ連携済みの最新データを削除する場合、削除しない履歴データの内で最新のデータに最新フラグ「1」を設定して、住登外者宛名番号管理機能へデータ連携する。住登外者宛名番号管理機能においては履歴番号をカウントアップしてデータを追加する。なお、住登外者宛名番号管理機能において直前の履歴データに業務ID（又は独自施策システム等ID）が設定されていた場合、追加後の履歴データにもその値を設定する。

データの作成方法

業務システム(データの提供側)

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	業務ID	名寄せ元フラグ	名寄せ先宛名番号	他業務参照不可フラグ	削除フラグ
131016	10012345	1	1	行政 一郎	023	0		0	0
131016	10012345	2	0	行政 亮郎	023	0		0	1

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	業務ID	名寄せ元フラグ	名寄せ先宛名番号	他業務参照不可フラグ	削除フラグ
131016	10012345	1	1	行政 一郎	025	0		0	0

住登外者宛名番号管理機能(データの受信側)

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	業務ID_1	業務ID_2	業務ID_3	名寄せ元フラグ	名寄せ先宛名番号	他業務参照不可フラグ	削除フラグ
131016	10012345	1	0	行政 一郎	023			0		0	0
131016	10012345	2	0	行政 一郎	023	025		0		0	0
131016	10012345	3	0	行政 亮郎	023	025		0		0	0
131016	10012345	4	1	行政 一郎	023	025		0		0	0

リファレンス内容

3.4.住登外者宛名番号管理機能のデータ作成方法 (4/7)

共通機能標準仕様書

2.3.1.住登外者宛名番号管理機能とは

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

③業務システムで削除した場合（自業務は全て削除、他業務での利用あり）

業務システムにおいて同一の住登外者宛名番号に対する全ての履歴データに削除フラグ「1」を設定して、住登外者宛名番号管理機能へデータ連携する。住登外者宛名番号管理機能においては履歴番号をカウントアップしてデータを追加する。住登外者宛名番号管理機能において直前の履歴データに業務ID（又は独自施策システム等ID）が設定されていた場合、追加後の履歴データにもその値を設定するが、自業務ID（又は独自施策システム等ID）は削除する。

データの作成方法

業務システム(データの提供側)

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	業務ID	名寄せ元フラグ	名寄せ先宛名番号	他業務参照不可フラグ	削除フラグ
131016	10012345	1	0	行政 一郎	023	0		0	1

住登外者宛名番号管理機能(データの受信側)

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	業務ID_1	業務ID_2	業務ID_3	名寄せ元フラグ	名寄せ先宛名番号	他業務参照不可フラグ	削除フラグ
131016	10012345	1	0	行政 一郎	023			0		0	0
131016	10012345	2	0	行政 一郎	023	025		0		0	0
131016	10012345	3	0	行政 一郎	023	025	028	0		0	0
131016	10012345	4	1	行政 一郎	025	028		0		0	0

3.4.住登外者宛名番号管理機能のデータ作成方法 (5/7)

共通機能標準仕様書

2.3.1.住登外者宛名番号管理機能とは

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

④業務システムで削除した場合（自業務は全て削除、他業務での利用なし）

業務システムにおいて同一の住登外者宛名番号に対する全ての履歴データに削除フラグ「1」を設定して、住登外者宛名番号管理機能へデータ連携する。住登外者宛名番号管理機能においては履歴番号をカウントアップしてデータを追加する。住登外者宛名番号管理機能において直前の履歴データに業務ID（又は独自施策システム等ID）が設定されていた場合、追加後の履歴データにもその値を設定するが、自業務ID（又は独自施策システム等ID）は削除する。全ての業務ID（又は独自施策システム等ID）を削除した場合、住登外者宛名番号管理機能の全ての履歴データにおける削除フラグを「1」にして最新フラグを「0」にする。

データの作成方法

業務システム(データの提供側)

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	業務ID	名寄せ元フラグ	名寄せ先宛名番号	他業務参照不可フラグ	削除フラグ
131016	10012345	1	0	行政 一郎	023	0		0	1

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	業務ID	名寄せ元フラグ	名寄せ先宛名番号	他業務参照不可フラグ	削除フラグ
131016	10012345	1	0	行政 一郎	025	0		0	1

住登外者宛名番号管理機能(データの受信側)

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	業務ID_1	業務ID_2	業務ID_3	名寄せ元フラグ	名寄せ先宛名番号	他業務参照不可フラグ	削除フラグ
131016	10012345	1	0	行政 一郎	023			0		0	1
131016	10012345	2	0	行政 一郎	023	025		0		0	1
131016	10012345	3	0	行政 一郎	023			0		0	1
131016	10012345	4	0	行政 一郎				0		0	1

3.4.住登外者宛名番号管理機能のデータ作成方法 (6/7)

共通機能標準仕様書

2.3.1.住登外者宛名番号管理機能とは

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

⑤名寄せ、名寄せ解除データが連携された場合

住登外者宛名番号管理機能は、同一人物に対するデータの最新情報を管理するため、業務ID（又は独自施策システム等ID）ごとに名寄せを管理するものではなく、いずれかの業務システムで名寄せ、名寄せ解除が行われた場合、同一人物に対する全ての業務ID（又は独自施策システム等ID）においてその状態が適用される。

データの作成方法

業務システム(データの提供側)

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	業務ID	名寄せ元フラグ	名寄せ先宛名番号	他業務参照不可フラグ	削除フラグ
131016	10012345	1	0	行政 一郎	023	0		0	0
131016	10012345	2	1	行政 一郎	023	1	10056789	0	0

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	業務ID	名寄せ元フラグ	名寄せ先宛名番号	他業務参照不可フラグ	削除フラグ
131016	10012345	1	1	行政 一郎	025	0		0	0

住登外者宛名番号管理機能(データの受信側)

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	業務ID_1	業務ID_2	業務ID_3	名寄せ元フラグ	名寄せ先宛名番号	他業務参照不可フラグ	削除フラグ
131016	10012345	1	0	行政 一郎	023			0		0	0
131016	10012345	2	0	行政 一郎	023	025		0		0	0
131016	10012345	3	1	行政 一郎	023	025		1	10056789	0	0

業務ID:025も名寄せ済みの扱いとなる。

3.4.住登外者宛名番号管理機能のデータ作成方法 (7/7)

共通機能標準仕様書

2.3.1.住登外者宛名番号管理機能とは

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

⑥他業務参照不可フラグが連携された場合

住登外者宛名番号管理機能は、同一人物に対するデータの最新情報を管理するため、業務ID（又は独自施策システム等ID）ごとに他業務参照不可フラグを管理するのではなく、いずれかの業務システムで他業務参照不可フラグが設定された場合、同一人物に対する全ての業務ID（又は独自施策システム等ID）においてその状態が適用される。

※他業務参照不可フラグが設定されたデータは、他業務システムから閲覧を制御されることになるが、他業務参照不可フラグが設定された時点において、設定されていた業務ID（又は独自施策システム等ID）は閲覧制御の対象にならない。

データの作成方法

業務システム(データの提供側)

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	業務ID	名寄せ元フラグ	名寄せ先宛名番号	他業務参照不可フラグ	削除フラグ
131016	10012345	1	0	行政 一郎	023	0		0	0
131016	10012345	2	1	行政 一郎	023	0		1	0

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	業務ID	名寄せ元フラグ	名寄せ先宛名番号	他業務参照不可フラグ	削除フラグ
131016	10012345	1	1	行政 一郎	025	0		0	0

住登外者宛名番号管理機能(データの受信側)

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	業務ID_1	業務ID_2	業務ID_3	名寄せ元フラグ	名寄せ先宛名番号	他業務参照不可フラグ	削除フラグ
131016	10012345	1	0	行政 一郎	023			0		0	0
131016	10012345	2	0	行政 一郎	023	025		0		0	0
131016	10012345	3	1	行政 一郎	023	025		0		1	0

業務ID:025は他業務参照不可の扱いとなる。かつ他業務参照不可フラグが設定された時点において設定されていた場合は閲覧制御の対象にならない。

4. 団体内統合宛名に関するリファレンス

4.1. 団体内統合宛名機能のデータ作成方法 (1/2)

共通機能標準仕様書

2.4.1. 団体内統合宛名機能とは

別紙4 団体内統合宛名 項目定義書

① 業務システムから新規付番データの連携が行われた場合

団体内統合宛名機能内に団体内統合宛名番号に該当する業務ID、独自施策システム等IDに該当するデータが存在しない場合において、業務システムから団体内統合宛名機能に対して、当該対象者の団体内統合宛名基本情報が送信された場合、団体内統合宛名機能は受信したデータを新規に追加する。

データの作成方法

業務システム(データの提供側)

市区町村コード	宛名番号	業務ID	独自施策システム等ID	個人番号	氏名	統合宛名フラグ	住民状態	削除フラグ
131016	10012345	001	000	001234567089	行政 一郎	1	1	0

市区町村コード	宛名番号	業務ID	独自施策システム等ID	個人番号	氏名	統合宛名フラグ	住民状態	削除フラグ
131016	10012345	022	000	001234567089	行政 一郎	0		0

市区町村コード	宛名番号	業務ID	独自施策システム等ID	個人番号	氏名	統合宛名フラグ	住民状態	削除フラグ
131016	10012345	000	901	001234567089	行政 一郎	0		0

団体内統合宛名機能(データの受信側)

市区町村コード	団体内統合宛名番号	団体内統合宛名番号履歴番号	宛名番号	業務ID	独自施策システム等ID	個人番号	氏名	統合宛名フラグ	住民状態	削除フラグ
131016	20012345	1	10012345	001	000	001234567089	行政 一郎	1	1	0
131016	20012345	1	10012345	022	000	001234567089	行政 一郎	0		0
131016	20012345	1	10012345	000	901	001234567089	行政 一郎	0		0

4.1. 団体内統合宛名機能のデータ作成方法 (2/2)

共通機能標準仕様書

2.4.1. 団体内統合宛名機能とは

別紙4 団体内統合宛名 項目定義書

② 業務システムから更新、削除データの連携が行われた場合

団体内統合宛名機能内に団体内統合宛名番号に該当する業務ID、独自施策システム等IDに該当するデータが存在する場合において、業務システムから団体内統合宛名機能に対して、当該対象者の団体内統合宛名基本情報が送信された場合、団体内統合宛名機能は受信したデータで団体内統合宛名機能のデータを更新する。

データの作成方法

業務システム(データの提供側)

市区町村コード	宛名番号	業務ID	独自施策システム等ID	個人番号	氏名	統合宛名フラグ	住民状態	削除フラグ
131016	10012345	001	000	001234567089	行政 一郎	1	1	0
131016	10012345	001	000	001234567089	行政 二郎	1	1	0

市区町村コード	宛名番号	業務ID	独自施策システム等ID	個人番号	氏名	統合宛名フラグ	住民状態	削除フラグ
131016	10012345	022	000	001234567089	行政 一郎	0		0
131016	10012345	022	000	001234567089	行政 一郎	0		1

団体内統合宛名機能(データの受信側)

市区町村コード	団体内統合宛名番号	団体内統合宛名番号履歴番号	宛名番号	業務ID	独自施策システム等ID	個人番号	氏名	統合宛名フラグ	住民状態	削除フラグ
131016	20012345	1	10012345	001	000	001234567089	行政 二郎	1	1	0
131016	20012345	1	10012345	022	000	001234567089	行政 一郎	0		1
131016	20012345	1	10012345	000	901	001234567089	行政 一郎	0		0

4.2.団体内統合宛名番号付番済対象者への付番管理（1/2）

共通機能標準仕様書

2.4.3.団体内統合宛名業務の業務フロー

別紙1 機能要件 032 団体内統合宛名機能 データ要件・連携要件標準仕様書（総論）

リファレンス提供の背景

団体内統合宛名機能において、「団体内統合宛名番号の付番・管理機能」と「団体内統合宛名の更新・削除機能」を規定しているところ、再転入等により、同一宛名番号で既に団体内統合宛名番号が付番されている対象者に対して「団体内統合宛名番号の付番・管理機能」が利用された場合についての方針を示す。

考え方

「団体内統合宛名番号の付番・管理機能」において、基幹業務システムに対して団体内統合宛名機能から付番結果を戻す機能を規定していないこと、及び団体内統合宛名機能で除票者を含む管理する全ての対象者に対して団体内統合宛名番号が付番されているとは限らないことから、団体内統合宛名機能を利用する基幹業務システムにおいて、当該機能を利用する対象者について、団体内統合宛名番号の付番の有無を確認することができない場合がある。このことから、**団体内統合宛名機能においては、既に団体内統合宛名番号が付番されている対象者に対しても、当該機能により情報が連携されることを想定すること。**

原則、団体内統合宛名の更新及び削除手続を行う場合は、共通機能標準仕様書に規定のとおり「団体内統合宛名の更新・削除機能」を利用するが、当該ケース等を踏まえ、「団体内統合宛名番号の付番・管理機能」において団体内統合宛名機能内の情報を更新することを妨げない。

また、団体内統合宛名管理機能へ連携した宛名情報については、履歴番号をデータ項目として定義していないことを鑑み、全ての情報を履歴管理するか否かについては、団体内統合宛名機能の実装に依存する領域として整理する。

なお、将来的には「団体内統合宛名番号の付番・管理機能」「団体内統合宛名の更新・削除機能」について、現状の運用やデータの整合性を踏まえ、令和8年度以降に見直しの検討を行う。

4.2.団体内統合宛名番号付番済対象者への付番管理 (2/2)

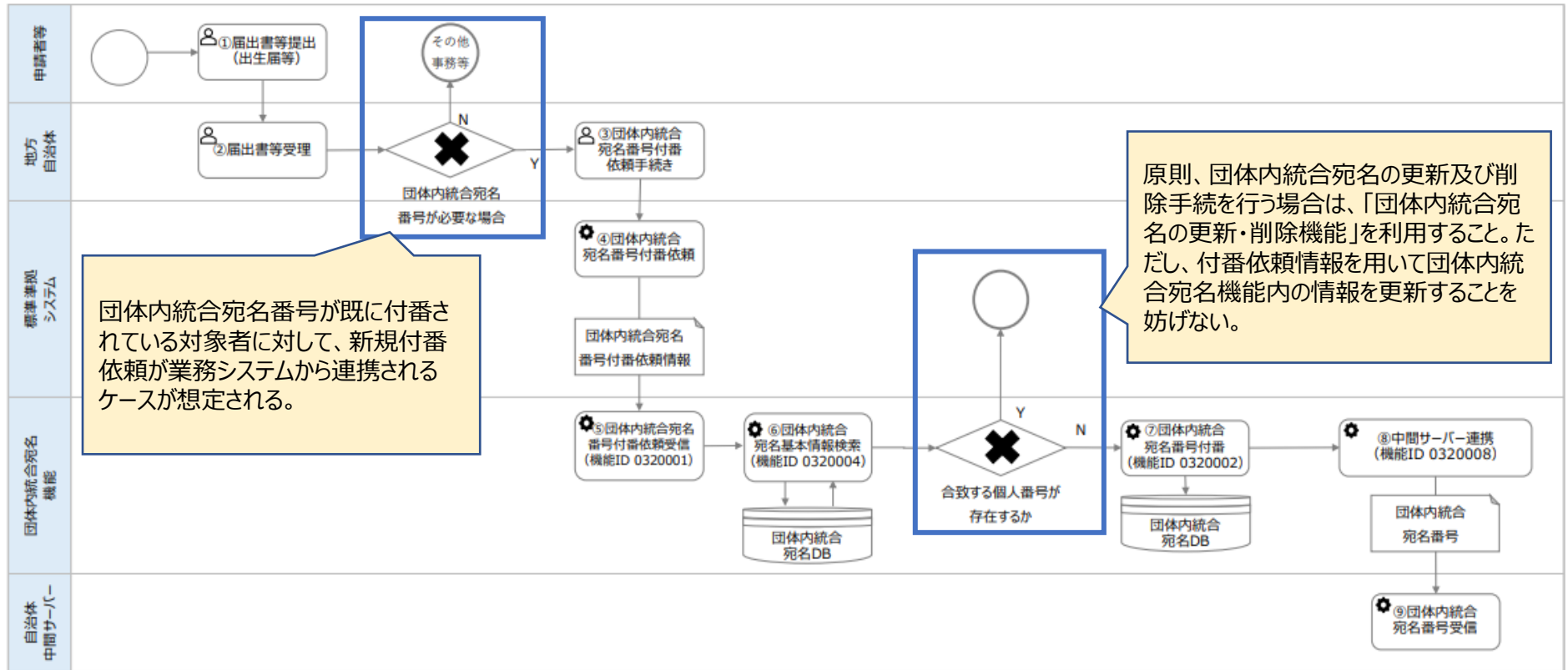
関連ドキュメント

共通機能標準仕様書

2.4.3.団体内統合宛名業務の業務フロー

別紙1 機能要件 032 団体内統合宛名機能 データ要件・連携要件標準仕様書 (総論)

団体内統合宛名業務の業務フロー



シナリオ内容

5. 機能等の構築・提供パターンに関する リファレンス

5.1.オブジェクトストレージの構築

共通機能標準仕様書

2.2.2.庁内データ連携機能の位置づけ

ファイル連携に関する詳細技術仕様書

リファレンス提供の背景

オブジェクトストレージの構築主体や構築する数について、事業者ごとにオブジェクトストレージが構築されることで、データ連携の複雑化、それに伴う費用の増大が懸念されることから、下記2点についての方針を示す。

オブジェクトストレージ構築方針

別紙「ファイル連携に関する詳細技術仕様書」を参照

オブジェクトストレージの構築・提供パターン

以下のパターンを主な選択肢として、自治体において移行順序や調達単位を踏まえて検討すること。

#	構築・提供パターン		補足（考え方など）
	主体	配置場所等	
1	事業者	他の共通機能も含めて提供	現行システムにおける統合基盤・共通基盤と同様の考え方
2		住民記録システムと一体的に提供	多くの基幹業務システムに対するファイルの提供側システムと一体的に提供
3		最初に標準化する基幹業務システムと一体的に提供	
4	自治体	自治体が独自に構築	標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。）の利用も念頭に独自に構築

5.2.API認可サーバの構築

共通機能標準仕様書

2.2.5.RESTによる公開用API連携における認証認可について

リファレンス提供の背景

API認可サーバの構築主体や構築する数について、事業者ごとにAPI認可サーバを構築することによる重複投資に伴う費用の増大が懸念されることから、下記2点について方針を示す。

なお、国において今後「統合ID基盤」を提供することを検討しているが、提供時期等についても検討中であり、令和7年度末に向けては、各自治体ごとにAPI認可サーバを構築する必要がある。

API認可サーバ設置方針

自治体内で原則1台とする。

API認可サーバの構築・提供パターン

ファイル連携のために構築するオブジェクトストレージと同一のCSPに配置することを念頭に、以下のパターンを主な選択肢として、自治体ごとに移行順序や調達単位を踏まえて検討すること。

#	構築・提供パターン		補足（考え方など）
	主体	配置場所等	
1	事業者	他の共通機能も含めて提供	現行システムにおける統合基盤・共通基盤と同様の考え方
2		最初に標準化する基幹業務システムと一体的に提供	
3	自治体	自治体が独自に構築	標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。）の利用も念頭に独自に構築

5.3.住登外者宛名番号管理機能の構築

共通機能標準仕様書

2.3. 住登外者宛名番号管理機能

リファレンス提供の背景

本資料「3.1.宛名の全体像」のとおり、住登外者宛名番号管理機能に関連して、宛名管理を行うシステム・機能が存在するため、ファイルサーバ、API認可サーバとあわせた自治体における効率的な構築について方針を示す。

住登外者宛名番号管理機能の構築・提供パターン

以下のパターンを主な選択肢として、自治体ごとに移行順序や調達単位を踏まえて検討すること。なお、標準準拠システムを住登外者宛名番号管理機能に先行して導入する場合は、標準準拠システム、もしくは当該標準準拠システムが利用していた既存の宛名管理システムで引き続き住登外者宛名の付番、管理も可能である。

#	構築・提供パターン		補足（考え方など）
	主体	配置場所等	
1	事業者	団体内統合宛名機能と一体的に提供	「5.5.宛名管理システムのデータ連携」参照
2		住民記録システムと一体的に提供	同じく宛名番号を発番・管理するシステムと一体的に提供
3		最初に標準化する住民記録システム以外の基幹業務システムと一体的に提供	最初に住登外者の管理を行う基幹業務システムと一体的に提供
4	自治体	自治体が独自に構築	標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。）の利用も念頭に独自に構築

5.4.移行期間におけるデータ連携方式（1/2）

標準化基本方針

4.1.2 連携要件の標準

リファレンス提供の背景

移行期間におけるデータ連携に関しては、「標準化基本方針」において、データ要件・連携要件標準仕様書で規定する連携要件への準拠が必ずしも必須とはしない方針が示されている。一方で、例外的な取扱いとして具体的に想定されるパターンについては自治体・事業者間にて齟齬が発生する可能性があることから、前提となるシステムのデータ連携にかかる考え方、移行期間のデータ連携方式として選択肢となるパターンとベースラインについて考え方を示す。

システム間のデータ連携

段階的に移行する場合の、移行期間におけるデータ連携機能については、次ページに示す方式をベースラインとして、各自治体ごとの事情や移行方法等を踏まえ検討すること。

なお、標準化後のデータ連携においては、データ要件・連携要件標準仕様書で規定する連携要件に準拠する必要がある。

また、標準化において新たに規定されたデータ連携については、データ連携を行う両システムが標準化に対応した際に、標準化後インターフェースにて連携を開始すること。

5.4.移行期間におけるデータ連携方式 (2/2)

関連ドキュメント

標準化基本方針

4.1.2 連携要件の標準

移行期間におけるデータ連携

標準化後のシステムをカスタマイズしないという標準化の趣旨との整合性を確保するとともに、先行して標準化するシステムの開発工数が膨らむことによる開発スケジュールの遅延リスクを軽減するため、標準化後の連携方式がファイル連携の場合は、標準化前システムに機能追加せず、変換機能を標準化前システムに実装、または仲介する、方式1、2を推奨する。

	連携イメージ	概要
推奨	<p>1 標準化後IFで直接連携する方式</p> <p>標準化「前」システム (変換機能) ↔ 標準化「後」システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準化「前」システム側に、変換機能を実装する
	<p>2 変換機能を仲介する方式</p> <p>標準化「前」システム ↔ 変換機能 ↔ 標準化「後」システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各業務システム間に変換機能を実装する (統合DBなど、恒常的に設ける形も可能)
	<p>3 既存IFで直接連携する方式</p> <p>標準化「前」システム ↔ 既存IF 標準化「後」システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準化「後」システム側に、一時的に既存IFを実装する
	<p>(参考) 標準化後の方式</p> <p>標準化「後」システム ↔ 標準化「後」システム</p>	<p>(機能別連携仕様に示した標準化後IFのみが存在)</p>

リファレンス内容

5.5.宛名管理システムのデータ連携（1/3）

共通機能標準仕様書

2.3 住登外者宛名番号管理機能、2.4 団体内統合宛名機能

横並び調整方針

5. 宛名番号に関すること

リファレンス提供の背景

宛名情報については、基本的に各基幹業務システムにおいて管理することとされており、また、これらを一元的に管理する場合は「宛名管理システム」として構築する。なお、宛名管理システムは独自施策システムと整理することから、データ要件・連携要件標準仕様の独自施策システム等連携仕様に基づいて連携を行う必要がある。

また、宛名管理システムと住登外者宛名番号管理機能や団体内統合宛名機能と一体的に構築することも可能であるほか、住登外者の支援措置対象者情報も保持する可能性も想定される。当該機能を宛名管理システムと一体的に構築する場合における、連携の考え方を示す。

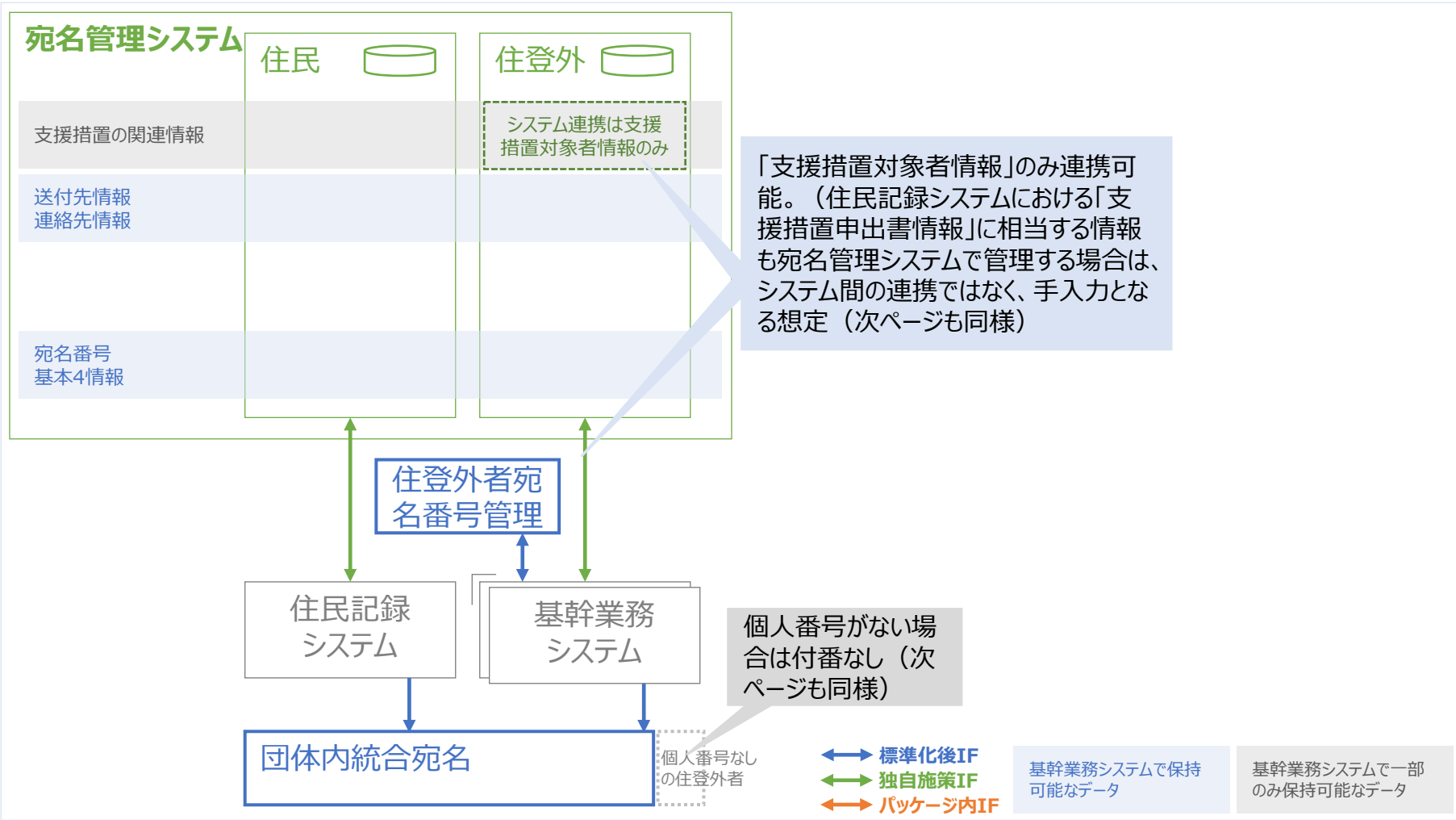
宛名管理システムとの連携

宛名管理システムの構築において、以下のパターンを示す。

- ①宛名管理システムと住登外者宛名番号管理機能や団体内統合宛名機能をそれぞれ構築する場合
- ②宛名管理システムと住登外者宛名番号管理機能や団体内統合宛名機能を一体的に構築する場合

5.5.宛名管理システムのデータ連携 (2/3)

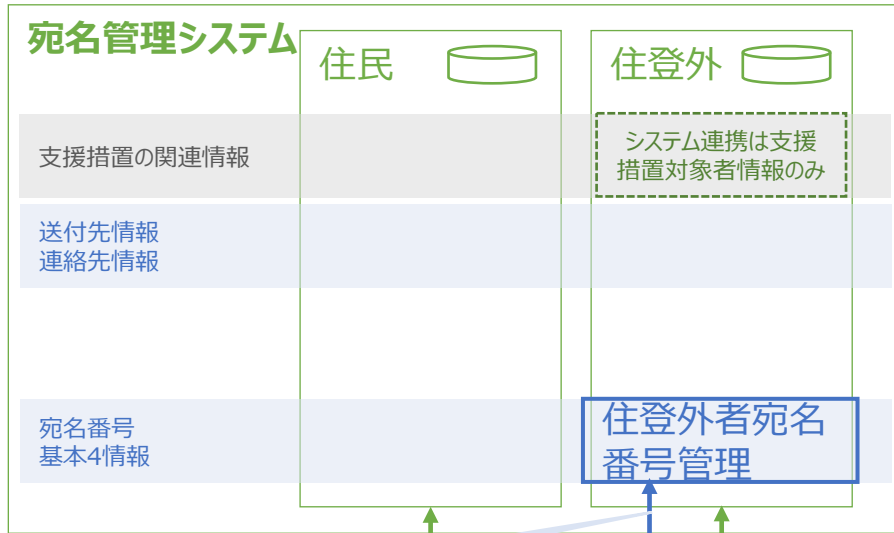
① 宛名管理システムと住登外者宛名番号管理機能や団体内統合宛名機能をそれぞれ構築する場合
 宛名管理システムは、各基幹業務システムからデータの登録を受け、他システムからの参照先となる。



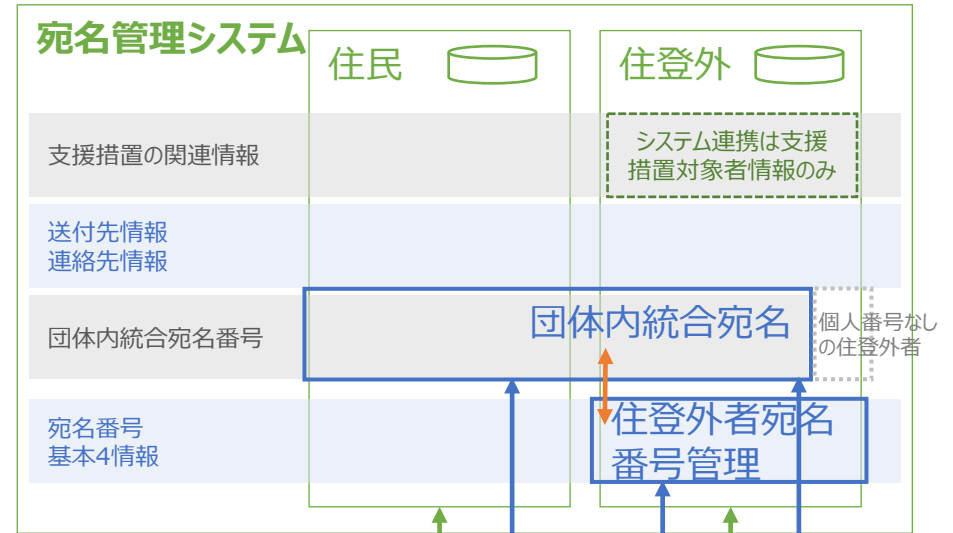
5.5.宛名管理システムのデータ連携 (3/3)

②宛名管理システムと住登外者宛名番号管理機能や団体内統合宛名機能を一体的に構築する場合
 連携要件で規定する連携IFを利用することを原則とし、当該IFで連携できないデータがある場合において、データ要件・連携要件標準仕様書の独自施策システム等連携仕様に基づいて連携を行う。

②-1 住登外者宛名番号管理のみ宛名管理システムに集約



②-2 団体内統合宛名とともに宛名管理システムに集約



共通機能のAPIで基本4情報のみ連携する（青線）もしくは独自施策IFでその他データも含めて連携する（緑線）

団体内統合宛名

個人番号なしの住登外者

- ↔ 標準化後IF
- ↔ 独自施策IF
- ↔ パッケージ内IF

基幹業務システムで保持可能なデータ

基幹業務システムで一部のみ保持可能なデータ

6. データ要件・連携要件に関するリファレンス

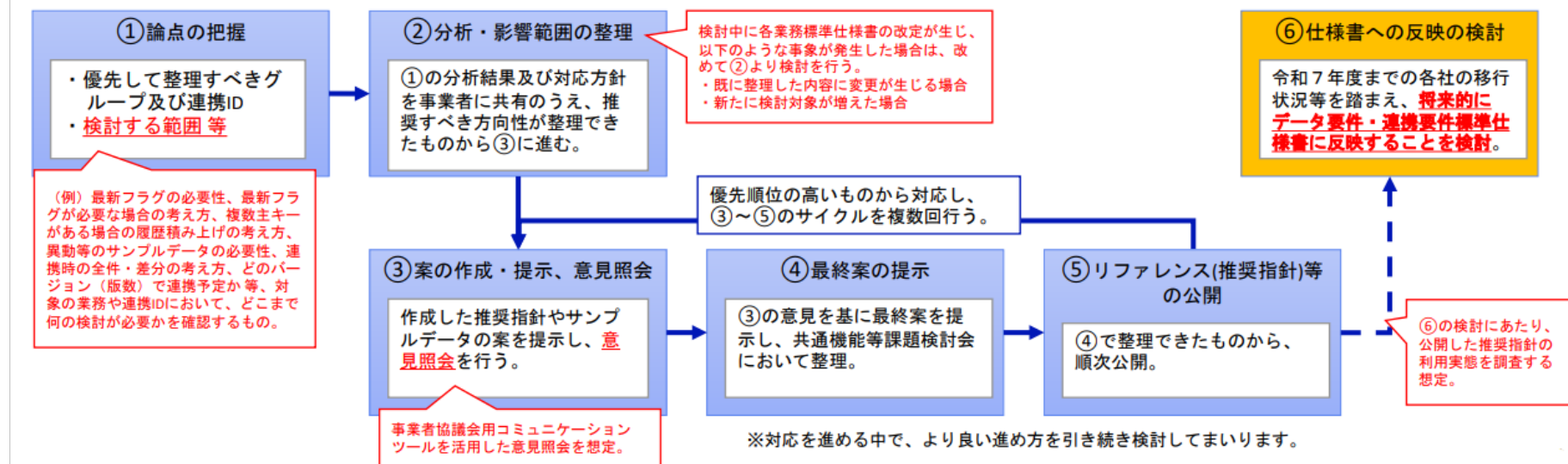
将来的な仕様書への反映について

リファレンス（推奨指針）は、事業者間調整における関係者間の合意形成の円滑化のために活用いただくことを想定しており、仕様として規定するものではありません。

将来的な仕様書への反映については、各事業者のご意見を踏まえると、技術的な内容についての更なる詳細化が必要であり、また、各業務の標準仕様書における業務フローの更なる詳細化が必要となります。これらについては、令和12年度の実装を目指し、標準準拠システムへの移行状況を踏まえ、令和8年度以降に検討してまいります。

これらの検討事項については、リファレンス（推奨指針）の各資料において【将来的な仕様書への反映に向けての継続検討事項】として記載しております。

（参考）リファレンス（推奨指針）策定のサイクル（案）（第2回共通機能等課題検討会資料より）



6.1. 全件連携・差分連携の考え方

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

関連ドキュメント

別紙2 申請管理 項目定義書

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

別紙4 団体内統合宛名 項目定義書

別紙5 統合収納管理 項目定義書

別紙6 統合滞納管理 項目定義書

各業務の基本データリスト

各業務の機能別連携仕様

データ要件・連携要件標準仕様書（総論）

リファレンス提供の背景

基本データリスト及び機能別連携仕様の全件連携・差分連携の考え方及びデータ出力の考え方を整理し、データ提供側システムとデータ利用側システム間におけるデータの整合性を確保することを目的とする。

全件連携の考え方

基本データリストの各グループID及び機能別連携仕様の各連携ID（以下「各グループID及び各連携ID」という。）について、データ提供側システムで管理する全てのデータをデータ利用側システムに連携する。また、最新のデータのみ全件連携という考え方等もあるが、これらについては順次業務個別に詳細化を行う。

差分連携の考え方

各グループID及び各連携IDについて、データ提供側システムからデータ利用側システムに前回連携したデータから追加・変更となったデータを連携する。追加・変更となったデータについては、原則、各グループID及び各連携IDに規定する「操作年月日」及び「操作時刻」を更新し、データ提供側システムにおいて、「操作年月日」及び「操作時刻」を用いて判断を行う。

なお、基本データリストの複数のグループから構成される連携ID等については、当該考え方のみで整理ができないため、当リファレンスの【別紙3】データ要件・連携要件に関するリファレンス詳細（以下「別紙3リファレンス詳細」という。）において詳細を記載する。

【将来的な仕様書への反映に向けての継続検討事項】

- ・ 「ファイル連携に関する詳細技術仕様書」において、全件連携と差分連携の区別ができるよう、ファイル命名規約の追加検討を行う。
- ・ 「操作年月日」及び「操作時刻」以外の項目で差分を判断する事例及び差分の考え方の詳細化が必要というご意見があることから、業務個別での整理が必要か、検討を行う。

リファレンス内容

6.1.全件連携・差分連携の考え方

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

関連ドキュメント

別紙2 申請管理 項目定義書

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

別紙4 団体内統合宛名 項目定義書

別紙5 統合収納管理 項目定義書

別紙6 統合滞納管理 項目定義書

各業務の基本データリスト

各業務の機能別連携仕様

データ要件・連携要件標準仕様書（総論）

基本データリストのデータ出力の考え方

地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（2.1 データ要件の標準について）より、標準準拠システムは基本データリストに規定するグループを単位にして、任意のタイミングで入出力することができるようにしなければならないとしている。

また、将来的に基本データリストを用いて標準準拠システム間のデータ移行を行うことを目指していることから、基本データリストは、全件での出力が可能である必要がある。また、データ要件・連携要件標準仕様書（3.3 独自施策システム等連携仕様）に記載の独自施策システム等との連携を踏まえ、差分での出力が可能である必要がある。

【将来的な仕様書への反映に向けての継続検討事項】

- ・基本データリストにおける差分の考え方について、詳細化を行う。
- ・基本データリストに規定するグループを単位にして、任意のタイミングで入出力するデータについて、独自施策システム等との連携において、差分連携の活用が見込まれる連携IDに限定する等、対象範囲についての詳細化を行う。

機能別連携仕様のデータ出力の考え方

機能別連携仕様が規定するデータ連携は、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（3.4 連携技術仕様）において、「ファイル連携の場合は、原則、差分連携とするが、事業者と地方公共団体の判断で全件連携とすることも可能」としている。他方、業務特性により、原則、全件連携と整理する必要のある業務連携がある。

上記を踏まえ、当資料「6.1.1.業務特性として全件連携の必要がある連携IDとその考え方」において、当該連携IDにおいて全件連携が必要な事例を整理し、記載する。

リファレンス内容

データ利用側システムのシステム移行時における連携データの初期データセットアップの考え方

データ利用側システムのシステム移行時において、データ提供側システムより連携するデータを初期データとしてセットアップするケースがあると想定する。

上記の対応のために、データ提供側システムは、データ所管の責務として機能別連携仕様で規定するレイアウトで全件で出力を行い、データ利用側システムに提供する必要がある。

これらの考え方は、令和4年（2022年）12月20日開催の「[地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に関する共通機能等技術要件検討会 データ連携ワーキングチーム（第4回）兼申請管理ワーキングチーム（第3回）兼宛名管理ワーキングチーム（第3回）](#)」において「[資料8 データ要件の他業務情報グループの考え方について](#)」の資料を踏まえ、同検討会の中で構成員に確認を行った上で整理しているものである。

なお、上記検討会を受けて、データ利用側システムの基本データリストにおいて、データ提供側システムから受け取ったデータの格納を想定したグループの削除を行った。他方、各業務の標準仕様書において、他業務がデータ提供側システムから受け取った情報を自業務のマスタとして別途管理することが明確な場合においては、グループの削除を行っていない。

【将来的な仕様書への反映に向けての継続検討事項】

- マルチベンダにおける他業務システムの初期セットアップ時は、基本データリストのレイアウトで出力し対応を行う方針であるとのことのご意見があったため、当該対応も初期データセットアップ時の対応として有効であるかを検討する。

6.1.全件連携・差分連携の考え方

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

6.1.1.業務特性として全件連携の必要がある連携IDとその考え方

業務ID+業務名	連携ID	データ利用側システム	全件連携の考え方
001_住民基本台帳	001o005	選挙人名簿管理	選挙人名簿調製時には、機能要件より、最新データの全件連携での対応が必要となる。

※今後、継続してリファレンスを整理し、必要に応じて追加を行う。

【将来的な仕様書への反映に向けての継続検討事項】

- ・全件連携と差分連携で機能別連携仕様の連携IDを変更する等の検討を行う。
- ・連携時における抽出条件の詳細（例：最新フラグだけではなく他データ項目でも判断を行う）について、対応要否を含め業務個別の整理が必要か検討を行う。

6.2.全件連携・差分連携の作成方法及び連携方法

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

関連ドキュメント

別紙2 申請管理 項目定義書

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

別紙4 団体内統合宛名 項目定義書

別紙5 統合収納管理 項目定義書

別紙6 統合滞納管理 項目定義書

各業務の基本データリスト

各業務の機能別連携仕様

6.2.1.全件連携の連携方法

データ提供側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	0	行政 一郎	0	2024-02-14	09:21:00
131032	10012345	4	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55
131032	10012345	5	1	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55

データ利用側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	0	行政 一郎	0	2024-02-14	09:21:00
131032	10012345	4	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55
131032	10012345	5	1	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55



全てのデータを
連携

データ提供側システムが管理する全てのデータを
データ利用側システムに連携

【将来的な仕様書への反映に向けての継続検討事項】

- ・最新データのみを連携する等、業務単位（もしくは連携ID単位）での詳細化の検討を行う。

リファレンス内容

6.2.全件連携・差分連携の作成方法及び連携方法

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

6.2.2.差分連携の連携方法（例：日次で差分連携）

データ提供側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	1	行政 一郎	0	2024-02-14	09:21:00



2024-11-29に履歴番号4・5を追加

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:15:29
131032	10012345	4	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55
131032	10012345	5	1	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55

※最新フラグが変更になるため、履歴番号3についても操作年月日と操作時刻が更新される

データ利用側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	1	行政 一郎	0	2024-02-14	09:21:00

データ連携後
双方の整合性が
とれている状態



履歴番号3
履歴番号4
履歴番号5
を連携

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:15:29
131032	10012345	4	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55
131032	10012345	5	1	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55

※履歴番号3は上書き、履歴番号4・5は追加となる

2024-11-29に更新のあった全ての履歴を連携

【将来的な仕様書への反映に向けての継続検討事項】

- 最新フラグのみ変更となる場合の操作年月日等の取り扱いについて、更新を行わない方が良いというご意見もあるため、連携先の必要性も踏まえ、より良い方法について検討を行う。

6.2.全件連携・差分連携の作成方法及び連携方法

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

6.2.3.差分連携の連携方法（例：5分間隔の随時で差分連携）

データ提供側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	1	行政 一郎	0	2024-02-14	09:21:00



2024-11-29 15:15:19に履歴番号4を追加

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:15:29
131032	10012345	4	1	行政 一郎	0	2024-11-29	15:15:29



同日 15:29:55 に履歴番号5を追加

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:15:29
131032	10012345	4	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55
131032	10012345	5	1	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55

データ利用側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	1	行政 一郎	0	2024-02-14	09:21:00

データ連携後
双方の整合性が
とれている状態



履歴番号3
履歴番号4
を連携

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:15:29
131032	10012345	4	1	行政 一郎	0	2024-11-29	15:15:29

5分以内に更新のあった
データを連携



履歴番号4
履歴番号5
を連携

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:15:29
131032	10012345	4	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55
131032	10012345	5	1	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55

前回の連携後、5分以内に
更新のあったデータを連携

6.2.全件連携・差分連携の作成方法及び連携方法

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

6.2.4.差分連携の考え方について別紙の確認が必要な連携ID（固有の考え方）

基本データリストの複数グループから構成される連携ID等については、「別紙3リファレンス詳細」において詳細を記載する。対象の連携IDは以下のとおり。

※今後、継続してリファレンスを整理し、必要に応じて追加を行う。

業務ID+業務名	対象の連携ID
010_個人住民税	010o008 個人住民税課税情報
021_生活保護	021o001 生活保護受給情報
022_障害者福祉	022o017 特別児童扶養手当_決定児童情報
023_介護保険	023o007 介護保険_要介護認定情報
024_国民健康保険	024o007 庁内基幹業務システムへの国民健康保険情報提供のための連携インターフェース
024_国民健康保険	024o008 障害者福祉システムへの国民健康保険情報提供のための連携インターフェース
024_国民健康保険	024o009 国民年金システムへの国民健康保険情報提供のための連携インターフェース
024_国民健康保険	024o026 異動連絡に伴う介護保険システムへの国民健康保険情報提供のための連携インターフェース
025_後期高齢者医療	025o005 住民情報異動等による資格異動に伴う庁内基幹業務システムへの被保険者情報提供のための連携インターフェース

6.3.最新フラグの定義及び設定方法

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

別紙2 申請管理 項目定義書

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

別紙4 団体内統合宛名 項目定義書

別紙5 統合収納管理 項目定義書

別紙6 統合滞納管理 項目定義書

各業務の基本データリスト

各業務の機能別連携仕様

リファレンス提供の背景

各グループID及び各連携IDにおいて、業務特性や用途により最新フラグの考え方が異なることから、各々の最新フラグの設定方法について整理することを目的とする。

最新フラグの必要性

最新フラグを「1」に設定することで、データ抽出時やデータ連携時に当該データが最新である（もしくは有効である）という判断が容易となる。

最新フラグの定義と設定方法

最新フラグの定義と設定方法を以下のとおりとし、当資料「6.3.1.各グループID及び各連携IDの最新フラグの定義及び設定方法」において整理を行う。

1. 主キーの組み合わせによって、当該データが最新データであると判断するもの
 - ・宛名番号に対し履歴番号の最大等、最新フラグ=1が1つのみ存在するもの
 - ・宛名番号に対し年度毎に最新データを管理する必要があるという特性等、最新フラグ=1が2つ以上存在するもの
2. 主キー以外のデータを用いて、当該データが有効なデータであると判断するもの
 - ・遡及異動等が生じることで他データ項目でソートが必要である等、主キーの組み合わせだけでは判断ができないもの
 - ・履歴番号の最大としては申請中データであるが、他業務にとって有効なデータは履歴番号が最大ではない決定データである等、業務特性によって有効なデータと判断する観点が異なるもの
3. 最新フラグが不要であると判断するもの
 - ・履歴を管理せず、常に最新のデータのみを管理するため、最新フラグの設定が不要であるもの

ただし、全ての履歴データにおいて削除フラグを「1」に設定した場合、全ての履歴データの最新フラグは「0」となる。

6.3.最新フラグの定義及び設定方法

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

別紙2 申請管理 項目定義書

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

別紙4 団体内統合宛名 項目定義書

別紙5 統合収納管理 項目定義書

別紙6 統合滞納管理 項目定義書

各業務の基本データリスト

各業務の機能別連携仕様

【将来的な仕様書への反映に向けての継続検討事項】

- ・全ての履歴データにおいて削除フラグを「1」に設定した場合の取り扱いについて、最新フラグが「1」のデータを残す方が良いというご意見も多くいただいていることから、対応を比較のうえ、より効率的な対応を検討する。

最新フラグの定義及び設定方法の詳細について

各グループID及び各連携IDの最新フラグの定義及び設定方法について、より詳細な内容が必要な場合は、「別紙3リファレンス詳細」を作成する。

具体的には、以下の内容等について、各グループID及び各連携IDの特性を踏まえ、必要に応じて整理を行う。

- 基本データリストの複数グループから構成される連携IDにおける最新フラグの設定方法
- 履歴番号等のカウントアップ条件や出力ソート順の整理
- 履歴番号と最新フラグを採番するデータ項目の単位
- 履歴番号が複数ある場合（「履歴番号_枝番号」等）の採番するデータ項目の単位
- 遡及異動や過去データの修正が生じるグループ及び連携IDの履歴管理等の考え方
- 連携頻度の考え方
- 具体的な異動を踏まえたサンプルデータ 等

6.3.最新フラグの定義及び設定方法

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

6.3.1.各グループID及び各連携IDの最新フラグの定義及び設定方法

1. 主キーの組み合わせによって、当該データが最新データであると判断するもの

※今後、継続してリファレンスを整理し、必要に応じて追加を行う。

業務ID+業務名	グループID+グループ名	最新フラグの定義及び設定方法	当該グループの考え方を踏襲する連携ID	別紙3の有無
001_住民基本台帳	001001 住民情報	「データ項目ID：00100003 個人履歴番号」が最大かつ「データ項目ID：00100004 個人履歴番号_枝番号」が最大のデータに最新フラグ「1」を設定する。	・001o005 ・001o006	有

2. 主キー以外のデータを用いて、当該データが有効なデータであると判断するもの

※今後、継続してリファレンスを整理し、必要に応じて追加を行う。

業務ID+業務名	グループID+グループ名	最新フラグの定義及び設定方法	当該グループの考え方を踏襲する連携ID	別紙3の有無
027_児童手当	027001 受給者基本情報	主キー以外に「データ項目ID：02700018 施設番号」、「データ項目ID：02700021 認定番号」も含め、最新フラグ「1」を設定する。 里親等、施設対象児童の場合に、同一「データ項目ID：02700002 受給者_宛名番号」であってもそれぞれのデータに最新フラグ「1」を設定する。	—	有

6.3.最新フラグの定義及び設定方法

6.3.1.各グループID及び各連携IDの最新フラグの定義及び設定方法

3. 最新フラグが不要であると判断するもの（将来的に最新フラグの削除を検討するもの）

※今後、継続してリファレンスを整理し、必要に応じて追加を行う。

業務ID+業務名	グループID+グループ名	最新フラグの定義及び設定方法	当該グループの考え方を踏襲する連携ID	別紙3の有無
019_健康管理	019089 健康診査	削除フラグ「1」の場合は、最新フラグ「0」を設定する。 上記以外については、最新フラグのデータ出力条件が必須であることから、「0」か「1」のいずれかを設定するが、最新フラグをもって最新を判断するものではない。	・019o018	有

4. その他（整理のうえ、別紙3について不要と判断したもの）

※今後、継続してリファレンスを整理し、必要に応じて追加を行う。

業務ID+業務名	グループID+グループ名	最新フラグの定義及び設定方法
001_住民基本台帳	001006 メモ情報	「データ項目ID：00100362 市区町村コード」+「データ項目ID：00100363 宛名番号」に対し、「データ項目ID：00100364 履歴番号」が最大のデータに最新フラグを設定する。
001_住民基本台帳	001002 統合記載欄C類型管理	「データ項目ID：00100210 市区町村コード」+「データ項目ID：00100211 宛名番号」に対し、「データ項目ID：00100212 履歴番号」が最大のデータに最新フラグを設定する。

6.4.削除フラグの定義及び連携の考え方

別紙2 申請管理 項目定義書

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

別紙4 団体内統合宛名 項目定義書

別紙5 統合収納管理 項目定義書

別紙6 統合滞納管理 項目定義書

各業務の基本データリスト

各業務の機能別連携仕様

リファレンス提供の背景

削除データの設定方法及び連携方法を整理し、データ提供側システムとデータ利用側システム間におけるデータの整合性を確保することを目的とする。

削除フラグの必要性

標準化前においては、誤ったデータを登録した際に、SE作業等でデータベースを直接修正する等のデータメンテナンスを行い、当該データをなかったものとする対応（以下「物理削除」という。）を行っている事例もあると推察する。

標準化後においては、データの完全性(Integrity)及び業務間の整合性を踏まえ、原則、物理削除の対応を想定していない。そのため、削除フラグを用い、当該履歴データを無効とする対応（以下「論理削除」という。）を行う。

なお、何らかの理由で地方公共団体及び事業者が物理削除の対応を行う必要があると判断した場合は、地方公共団体及び事業者の責任のもと対応を行うものとする。

削除フラグの定義

削除フラグを「1」に設定することで、当該履歴データを無効とする。

削除フラグの連携の考え方

データ提供側システムにおいて連携済みの履歴データを無効とする場合、当該履歴データに対して削除フラグ「1」を設定した上でデータを連携し、データ利用側システムにおける当該履歴データの削除フラグを「1」に設定する。詳細については、「6.5.削除データの作成方法及び差分連携方法」に示す。なお、当該考え方のみで整理ができない事例が生じた場合は、固有の考え方として整理を行い、「別紙3リファレンス詳細」において詳細を記載する。

※データ提供側システムとデータ利用側システムにおける当該履歴データの件数は同一であることを原則とするが、移行時のセットアップ等の事情によりデータ件数が異なる場合、連携時のデータ整合性に留意すること。

6.5.削除データの作成方法及び差分連携方法

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

関連ドキュメント

別紙2 申請管理 項目定義書

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

別紙4 団体内統合宛名 項目定義書

別紙5 統合収納管理 項目定義書

別紙6 統合滞納管理 項目定義書

各業務の基本データリスト

各業務の機能別連携仕様

【将来的な仕様書への反映に向けての継続検討事項】

- ・「6.3.最新フラグの定義及び設定方法」で示した継続検討事項について、同様に検討を行う。

6.5.1.全てのデータを削除した場合

データ提供側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0
131032	10012345	3	1	行政 一郎	0



全ての履歴を削除

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	1
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1
131032	10012345	3	0	行政 一郎	1

データ連携後
双方の整合性が
とれている状態

データ利用側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0
131032	10012345	3	1	行政 一郎	0



全ての履歴
を連携

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	1
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1
131032	10012345	3	0	行政 一郎	1

全ての履歴データにおいて削除フラグに「1」を設定した場合、
全ての履歴データにおいて最新フラグは「0」となる。

リファレンス内容

6.5.削除データの作成方法及び差分連携方法

6.5.2.最新データを削除した場合

データ提供側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	行政 一郎	0

履歴番号 2 を追加

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	1	行政 一郎	0

履歴番号 2 を削除

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1

履歴番号 2 に削除フラグ = 1 を設定するため、1つ前のデータが最新となることから、履歴番号 1 に最新フラグ = 1 を設定する。

データ利用側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	行政 一郎	0

データ連携後
双方の整合性が
とれている状態



履歴番号 1
履歴番号 2
を連携

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	1	行政 一郎	0



履歴番号 1
履歴番号 2
を連携

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1

履歴番号 1、履歴番号 2、どちらも更新されていることから、両方の履歴を連携する。

6.5.削除データの作成方法及び差分連携方法

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

6.5.3.最新データを削除後に新たにデータを追加した場合

データ提供側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	1	行政 一郎	0

履歴番号 2 を削除

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1

(データ利用側システムに連携する前に)
履歴番号 3 を追加

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1
131032	10012345	3	1	行政 一郎	0

データ利用側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	1	行政 一郎	0

データ連携後
双方の整合性が
とれている状態

履歴番号 2 を削除した際に更新されたデータと、
履歴番号 3 を追加した際に更新されたデータを連携
する必要があるため、履歴番号 1～3 を連携する。

履歴番号 1
履歴番号 2
履歴番号 3
を連携

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1
131032	10012345	3	1	行政 一郎	0

6.5.削除データの作成方法及び差分連携方法

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

6.5.3.最新データを削除後に新たにデータを追加した場合（都度連携）

データ提供側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	1	行政 一郎	0

履歴番号 2 を削除

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1

履歴番号 3 を追加

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1
131032	10012345	3	1	行政 一郎	0

データ利用側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	1	行政 一郎	0

データ連携後
双方の整合性が
とれている状態



履歴番号 1
履歴番号 2
を連携

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1

履歴番号 1、履歴番号 2、どちらも更新されていることから、
両方の履歴を連携する。



履歴番号 1
履歴番号 3
を連携

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1
131032	10012345	3	1	行政 一郎	0

履歴番号 3 を追加した際に履歴番号 1 も更新していることから、
履歴番号 1 と履歴番号 3 を連携する。

6.5.削除データの作成方法及び差分連携方法

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

6.5.4.住民基本台帳業務における「異動履歴の記載の修正」の場合（業務固有の考え方）

【将来的な仕様書への反映に向けての継続検討事項】

- 削除フラグについて、業務固有の考え方を検討したが、再考を求める声を複数いただいた。業務運用面での整理を行い、より良い方法の検討を行う。

001_住民基本台帳の「グループID：001001 住民情報」において「データ項目ID：00100003 個人履歴番号」の他に「データ項目ID：00100004 個人履歴番号_枝番号」を規定している。

これは、住民記録システム標準仕様書「機能ID：0010464、0010465」（20.0.4 異動履歴の記載の修正）を踏まえ、訂正を行った場合に異動履歴について上書き修正せず、枝番号で履歴を管理するためのものとなる。

上記より、001_住民基本台帳の「グループID：001001 住民情報」においては【論理削除】の概念がなく、システム上登録されたデータはすべて両データ項目IDで管理されるものとする。

他方、誤った履歴に対しての訂正等であることから、データ利用側システムにおいて「当該データを利用することが適切ではない」と判断されるものと考えており、修正の内容によってはデータ利用側システムである他業務の事務に影響を及ぼす可能性がある。

上記を踏まえ、以下のように整理する。

001_住民基本台帳の「グループID：001001 住民情報」において、削除フラグは「訂正フラグ」として取り扱う（「論理削除」として取り扱わない）ものとする。

これは、住民記録システム標準仕様書における「異動履歴の記載の修正」を行った場合、データ利用側システムにおいて訂正前のデータが利用されないようにする（既に連携済のデータを訂正する）という観点からの整理であり、具体事例を次のスライドに示す。

市区町村コード	宛名番号	個人履歴番号	個人履歴番号_枝番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	1	2	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	1	1	行政 一郎	0

← 訂正前のデータ

← 訂正後のデータ

データ利用側システムが利用することが適切ではないデータ

データ利用側システムが利用しないようフラグを立てることが望ましい

6.5.削除データの作成方法及び差分連携方法

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

6.5.4.住民基本台帳業務における「異動履歴の記載の修正」の場合（業務固有の考え方）

データ提供側システム

市区町村コード	宛名番号	個人履歴番号	個人履歴番号_枝番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	1	行政 一郎	0

個人履歴番号 2 を追加

市区町村コード	宛名番号	個人履歴番号	個人履歴番号_枝番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	1	1	行政 一郎	0

個人履歴番号 = 1、個人履歴番号_枝番号 = 1 のデータが誤っていたため削除
正しい入力を行い、
個人履歴番号 = 1、個人履歴番号_枝番号 = 2 のデータを追加

市区町村コード	宛名番号	個人履歴番号	個人履歴番号_枝番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	0	行政 一郎	1
131032	10012345	1	2	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	1	1	行政 一郎	0

データ利用側システム

市区町村コード	宛名番号	個人履歴番号	個人履歴番号_枝番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	1	行政 一郎	0

個人履歴番号 1 を連携

市区町村コード	宛名番号	個人履歴番号	個人履歴番号_枝番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	1	1	行政 一郎	0

個人履歴番号 1
個人履歴番号 2 を連携

訂正前の誤った履歴データに訂正の役割として削除フラグ = 1 を設定する

市区町村コード	宛名番号	個人履歴番号	個人履歴番号_枝番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	0	行政 一郎	1
131032	10012345	1	2	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	1	1	行政 一郎	0

個人履歴番号 = 1、個人履歴番号_枝番号 = 1
個人履歴番号 = 1、個人履歴番号_枝番号 = 2 を連携

デジタル庁